屋台との共生のあり方研究会資料（第5回）

日時：平成２４年１月２０日（金）１０：００～
場所：福岡市役所１５階講堂

説明内容

Ⅰ　これまでの議論のまとめ

○　これまでの検証を踏まえた取組みの考え方

○　屋台の効用

○　屋台の今後のあり方（検討の視点）

Ⅱ　次回研究会について

Ⅰ　これまでの議論のまとめ

これまでの議論のまとめと今後の論点

これまでの議論のまとめ

屋台の課題（マイナス面）

- トイレ
- 悪臭・不衛生
- ルール不徹底
- 不適切な排水
- 負担の不公平感
- ぼったくり
- 地域住民の屋台や行政への不信感

屋台の効用（プラス面）

- 市民・観光客の評価
- 観光資源
- 経済効果
- 希少性
- にぎわい創出
- コミュニケーションの場

これまでの検証を踏まえた取り組み（マイナス面の解消・不信感の払拭）

- 処分も含めたルール徹底
- 環境整備
- 屋台の負担
- その他必要な取組み

※時間や規格については検討の余地

今後の論点

今後の屋台との共生

○　これまでの検証を踏まえた取組みの考え方

課題の解決に向けた方策の考え方

（1） 屋台の基本ルールの確立

これまでの検証

【現状】

○ 関係法令や屋台指導要綱に基づき指導等を行っているが、遵守が不十分。

○ 要綱で、法令等に基づいた許可取消し等の処分手続きを規定しているが、市民に危険が及ぶなど公益を著しく害するような違反でない限り、処分は行っていない。

○ 常時監視が困難であり、休日や深夜を含め違反行為の現認ができていない。

【委員意見】

- 基本的には屋台営業者が自主的にルールを守るべき。守れない場合には、行政が指導や処分をすべき。
- より厳格な処分ができるような手続きを作る一方で、規格など現実に合った基準の見直しも必要。
- 全屋台営業者に屋台指導要綱を守る約束をしてもらってはどうか。
- 住民、屋台営業者、行政が話し合いを進めるような場を設定することが必要。
- 遵守を担保するには、強制力の伴う処分以外の方法も併せて検討が必要。

解決に向けた方策の考え方

○ 市として、処分に対する考え方を改めて整理する必要があるのではないか。

○ 常時監視方法（行政の体制強化、屋台組合への権限付与、地域や市民によるチェック等）の検討が必要ではないか。

○ 規格・時間など現状に合ったルールの見直しは必要ないか。

○ 全屋台営業者が遵守に向けた取組みを広く宣言してはどうか。

○ 地域住民、屋台営業者、行政が対話できる場を設置してはどうか。

○ 地域ごとの課題に合わせた講習会の実施が考えられるのではないか。

○ 違反屋台の公表制度なども考えられるのではないか。

（2） 環境整備

これまでの検証

【現状】
〔上下水道〕
○ 衛生面について市民の課題意識や苦情等があるが、上下水道が整備されている割合は高くない（全屋台のうち2～3割程度）。
○ 上下水道の整備の負担については、原則営業者が負担すべきものとされている（屋台指導要綱に努力義務規定）。

〔トイレ〕
○ トイレについて市民の課題意識や苦情等がある。
○ トイレは、営業者において確保し、周辺の公衆トイレの整備に協力するものとされている（屋台指導要綱に努力義務規定）。

【委員意見】
・ 何で税金を屋台のために使うのかということをはっきりしないといけない。簡単に税金をつかうべきではない。
・ 屋台を福岡市の1つの観光資源として残すのであれば、福岡市全体である程度負担が必要。

解決に向けた方策の考え方

○ 現在の環境整備・設備管理の努力義務を、屋台営業者に徹底することが必要ではないか。
○ トイレについては、設備の規模が大きく、営業者において確保に向けた工夫が必要ではないか。
○ 行政による環境整備の余地について、検討する必要があるか。

（3） 屋台の負担

これまでの検証

【現状】
○　現在、周辺地価等を踏まえ、一般的な公有地利用の負担の考え方に基づき徴収しており、別途周辺賃料等を考慮して試算すると1～2万円程度であることを考えると、一定の負担はなされていると考えられる。
○　市道における屋台の道路占用料については、国道や公園における屋台と比較して安いという現状がある。

【委員意見】
・　付近の飲食店等と比較して不公平感がある。
・　規格（約8㎡）をオーバーしている屋台が多く、額が実情に合っていない。

解決に向けた方策の考え方

○　改めて負担の見直し・調整を行い、事業者の適正な負担を検討することが必要か。
○　現状に合った規格の見直しによる負担の適正化をすべきか。

（4） 屋台の再配置

これまでの検証

【現状】

○ 全屋台（約150軒）のうち30軒が未完了。（長浜地区、冷泉地区、須崎地区）

○ 屋台の再配置先の地元住民などから、ルール遵守や環境整備を含め、屋台に対する根強い反対。

○ 屋台営業を考慮し、現在地近くの再配置先を検討してきたが、場所の確保が課題。

長浜地区：今後広幅員となる歩道への再配置に向けた取り組みを検討中。

冷泉地区：公園を改修して歩道幅員を確保することについて、周辺住民等の反対が強く、対応には至らなかった。また、他の調整可能な場所も見つからなかった。

須崎地区：河川緑地帯を利用した歩道拡幅について、周辺住民から屋台の不適正な営業、利用者のマナーの悪さ等を理由に反対が強く、対応に至らなかった。また、他の調整可能な場所も見つからなかった。

【委員意見】

・ 前提として、屋台営業者がルールを守れていないという現状がある。
・ 再配置は行政だけに任せるのではなく、営業者自身も周辺住民の理解を得るための努力が必要。
・ 観光等の目的に応じた屋台の配置を全市的な観点から検討すべきではないか。

解決に向けた方策の考え方

○ 地区ごとの対応をすべきであり、地域住民、屋台営業者、行政が対話できる場を設ける必要があるのではないか。

○ 現在地近辺だけではなく、廃業屋台の跡地への移転や観光資源など屋台の効用を活かす一定の地域、場所を指定し、集約化するような検討も必要ではないか。

（5） その他総合的な取組み

○ 研究会での議論を踏まえた市としての屋台の位置づけと取り組み方針の作成が必要ではないか。

○ 定期的な施策の実施状況・実施内容の検証が必要ではないか。

○ 屋台政策を総合的に担当する局横断的な執行体制の構築が必要ではないか。

○ 利用者に対するルール・マナーの周知啓発も必要ではないか。

○ 屋台組合等による料金苦情等相談窓口の設置が考えられるのではないか。

○ 実効的な市民監視制度や模範屋台店制度を検討すべきではないか。

○ 今回の検証を踏まえ、住民の方々の不信感を払拭するために、今後同様の課題が生じないよう、市としても真摯に取り組まなくてはならない。

○ また、屋台営業者も自覚を持って取り組んでいく必要がある。

○ そのためには、現在考え方として示している施策を含め、どのようなことが必要となるか。

○　屋台の効用

屋台の効用

第4回「屋台との共生のあり方研究会」（平成23年12月22日）における議論概要

○　屋台は、直接的な経済効果以外に、福岡のイメージを作っている心理的効果や広告効果がはるかに大きいのではないか。

○　全国の都市では、まちおこしの観点から、民有地に屋台村をつくる取り組みが行われているが、福岡市の屋台とは発生形態や発想が違う。福岡では、日本中から屋台が消えていく中で、公有地に私人である屋台が生き残ってきており、屋台に希少価値が生まれている。

○　単に人や車が通ったりするだけではなく、そこで地域住民や観光客がコミュニケーションをとれるような場というのが、これからの公有地の１つの新しい考え方。

○　負のものは、みんなの力を合わせて、プラスにしていくためのきっかけとし、お互いの絆を深めるような場にできたらかえってメリットになるのではないか。

○公有地での屋台営業を認めるためには、それが既得権益のような形にならないよう、法的に権利問題をしっかり整理する必要。

福岡の屋台には一定の効用が認められるのではないか

屋台の今後のあり方（検討の視点）

屋台の公益性

○　屋台は、単に観光資源としての意義や経済効果があるだけでなく、まちの賑わいや交流の場を創出し、また、福岡のイメージとしてのアピール効果を有するなど、福岡市の都市の魅力向上に寄与している。

⇒　福岡の屋台は、単なる社会慣習としての存在を越えて、いわば「都市の装置」として、福岡市・市民の利益の増進に資する「公益性」が認められる存在なのではないか。

屋台との共生

○　公益性が認められれば、屋台の課題（マイナス面）を解決することで、福岡のまちと屋台が共生をしながら、屋台の効用・公益性（プラス面）を積極的に活かすことができるのではないか。

屋台活用に向けた方策

○　都市の魅力向上につながる屋台を積極的に活用していくために、屋台が減少していることへの対策をどのように実施していくべきか。

現在屋台の数は年々減少しており、「原則一代限り」の下で、今後更なる減少が予想。

論点

○　「原則一代限り」のあり方の見直し
○　新規参入
○　屋台営業ができる地域や場所の指定や環境整備のあり方
○　公益性の担保の方法

Ⅱ　次回研究会について

次回研究会について

【日時】（予定）

平成２４年2月１７日（金）１３：００～

【場所】

福岡市役所１５階講堂